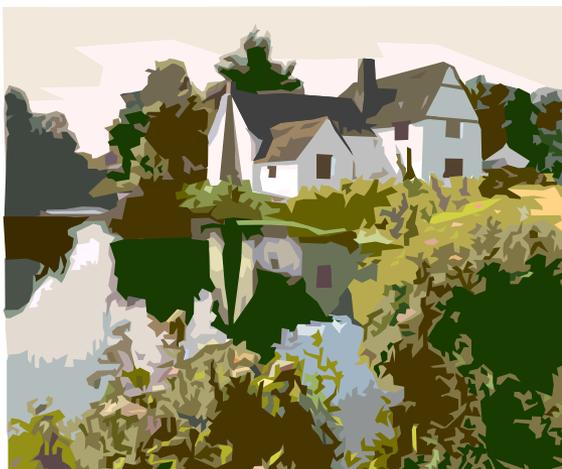


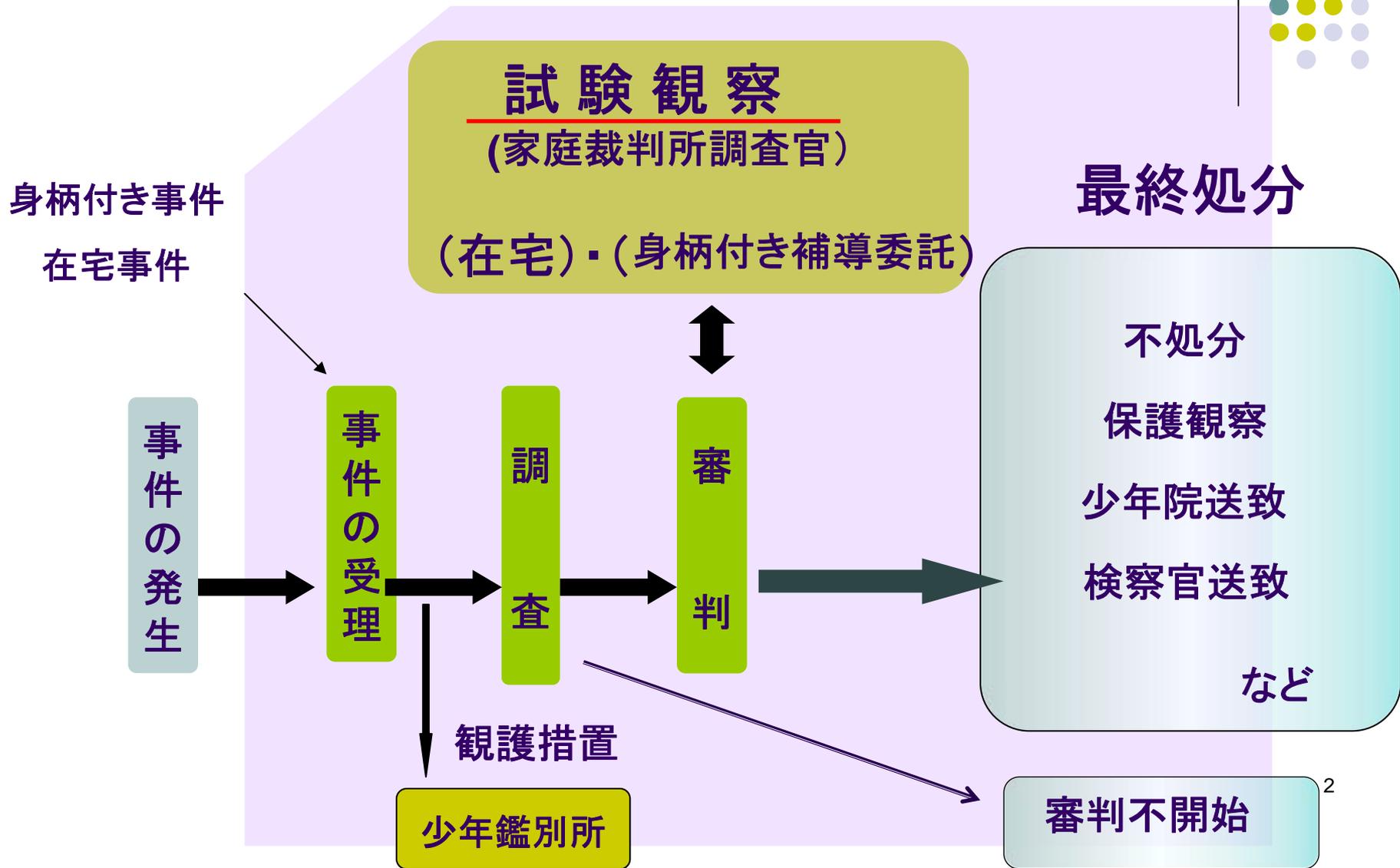
試験観察

～補導委託制度について～



平成24年11月12日(月)
家裁委員会

少年事件の手続概要





試験観察とは①

最終処分を留保して少年の行動を観察し、その成績を考慮して最終決定を行う制度（中間決定）
心理的強制力が大きい。

期間
3～4か月

根拠条文

家庭裁判所は保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間少年を調査官の観察に付することができる。（少年法25条）



試験観察とは②

1 在宅試験観察

少年を家庭に戻した上，調査官が教育的な働き掛けを行いつつ観察する。

2 補導委託

- (1) 身柄付き補導委託
- (2) 在宅補導委託



身柄付き補導委託とは

少年を現在の居所から民間ボランティアの方（個人又は施設）にしばらく預け、仕事や通学をさせながら職業指導や生活指導をしてもらう（少年法25条に試験観察の付随措置として、「適当な施設、団体又は個人に補導を委託することができる。」とある。）

少年を預かってもらう個人又施設 → 委託先
委託先の責任者 → 受託者



身柄付き補導委託先とは

～個人～

- ・ 経営者：建設業，製造業，農家，理美容店，飲食店など

- ・ 宗教法人：キリスト教会や天理教分教会

※少年が受託者宅に寝泊まりをする場合と，仕事場等に併設されている寮で生活をする場合がある。



～施設～

- ・ 更生保護施設
- ・ 児童福祉施設
- ・ 障がい者援助施設 等



補導委託の目的とねらい①

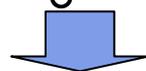
- 委託先の積極的な指導を期待する場合
- 帰住先の調整が困難な場合
- すぐに地域社会に戻すことがためられる場合

等々



補導委託の目的とねらい②

どのような場合であれ，補導委託をする少年は家庭的に恵まれず，保護者から十分なしつけを受けていない少年が多い。



受託者やその家族との触れ合いを通じて，
人との温かい触れ合いを知り，
社会で必要な基本的な生活習慣・勤労習慣，
人との付き合い方などを学ぶことができる。



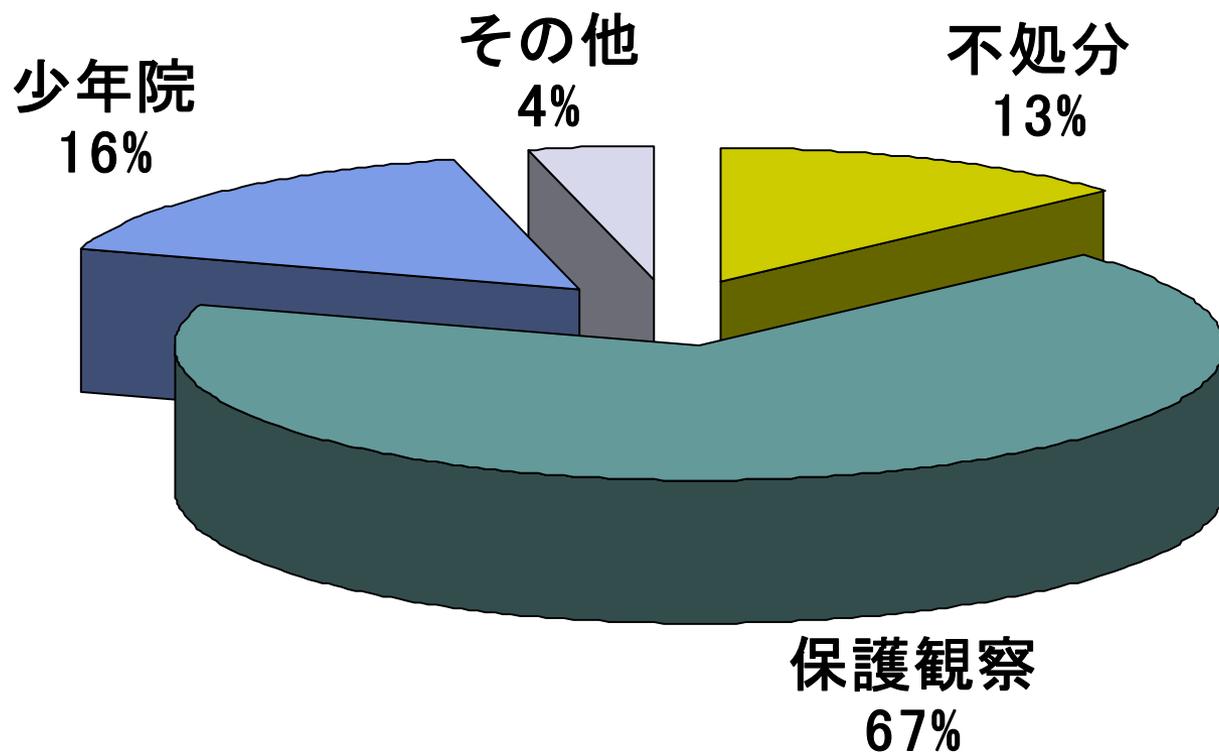
過去5年間の身柄付補導委託の実績件数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
大阪	22	23	24	24	15 (7月末まで)
全国	151	163	152	127	—



身柄付き補導委託の終局結果

(大阪家裁, 平成20年1月～平成24年7月末まで)





補導委託先の開拓について

(最近5年間の実績)

- 身柄付き補導委託先
 - 平成20年8月 動物の保護施設
 - 平成23年1月 天理教教会
 - 平成23年4月 更生保護施設
- 社会奉仕型短期補導委託先
 - 保育園, 児童養護施設, 老人保健施設,
障がい福祉サービス事業所など6か所

開拓に関する問題点, 今後の課題



- 家庭に受け入れるタイプの委託先の開拓の困難さ
- 女子少年の身柄付き補導委託先の確保の困難さ



議論していただきたい点

- 1 補導委託先の新規開拓に関する方策
- 2 補導委託制度の充実に関する意見